

「横浜特別市大綱」を公表しました！

横浜市にふさわしい大都市制度「特別市」の早期実現を目指し、特別市が求められる背景・必要性、制度の骨子、プロセス等をまとめた「横浜特別自治市大綱」（平成25年3月策定・令和3年3月改訂）を、特別市をめぐる動向を踏まえ改訂し、「横浜特別市大綱」として公表しました。



横浜特別市大綱のポイント

- 神奈川県から示された特別市の課題・懸念に対する横浜市の考え方を新たに明記
県が示した課題・懸念
 - ① 県が果たしてきた総合調整機能に支障が生じるおそれ
 - ② 財政面から、県内全域で現行水準の行政サービスが提供できなくなるおそれ
 - ③ 県民・市民にとって大きな費用負担が生じる
 - ④ 住民代表機能に影響がある
- 特別市移行に向けた手続として、住民投票が法律により制度化された場合の住民投票の対象範囲は、特別市に移行する区域の住民（横浜市民）とすべきであることを新たに明記
- 名称を「横浜特別自治市大綱」から「横浜特別市大綱」に変更
※詳細は、別添「横浜特別市大綱」をご覧ください。

<横浜市 HP：横浜市が目指す新たな大都市制度「特別市」について>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/bunken/daitoshi.html>

山中竹春 横浜市長コメント

このたび、特別市をめぐる昨今の動向を踏まえ、これまでの「横浜特別自治市大綱」を改訂し、「横浜特別市大綱」を新たに公表いたしました。新しい大綱では、神奈川県が示している特別市の課題や懸念に対する、本市の見解を明示しています。

特別市の実現には、法制化が必要です。本大綱をもとに、川崎市や相模原市、そして指定都市市長会と連携し、さらに力強く、国への働きかけを行っていきます。

今後も、市民の皆様に関わりやすく、丁寧に、特別市の法制化の必要性についてお伝えし、法制化に向けた機運を醸成していきます。

お問合せ先

政策局制度企画課長 松石 徹 Tel 045-671-4323